

建築士事務所登録事項変更届の記入要領

建築士事務所の開設者は、次の表の登録変更事項の欄に掲げる事項に変更があった場合は、2週間以内（但し所属建築士は3か月以内）に、建築士事務所登録事項変更届に以下の書類を添付し、正副各々1部作成して提出してください。

開設者の欄には、法人の場合は本店の所在地、商号又は名称、開設者（代表者）の役職名、氏名を記入し、法務局届出印を押印してください。
個人の場合は、開設者の住所、氏名を記入し、押印してください。

書類名称	変更事項	建築士事務所の名称	建築士事務所の所在地	管理建築士	法人の開設者	役員（氏名・増員）	役員（減員）	商号	所属建築士
役員名簿（別添1）					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
所属建築士変更事項（別添2）				<input type="radio"/>					<input type="radio"/>
管理建築士の略歴書				<input type="radio"/>					
管理建築士の建築士免許証の写し				<input type="radio"/>					
管理建築士講習の終了証の写し				<input type="radio"/>					
登録申請者の略歴書					<input type="radio"/>				
現在事項全部証明書 (商業登記簿謄本・法人の場合)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
誓約書					<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	
写真			<input type="radio"/>						

※次の一つに該当する場合は廃業届と同時に新規登録申請が必要です。

- ① 登録区分（個人→法人、一級→二級→木造）
- ② 個人の事務所の開設者を変更する場合

※改姓等による氏名の変更の場合は、法人の開設者及び役員は現在事項証明書、個人は戸籍抄本
管理建築士及び所属建築士は氏名変更後の建築士免許証（写）を添付し提出してください。

※所属建築士の級が変更した場合は変更届が必要です。（建築士免許証（写）を添付）
(二級→一級、木造→二級、一級)

※現在事項全部証明書は3か月以内の原本を添付し、副本はそのコピーを添付してください。